

JIS改正案作成に参加

再生骨材の役割周知へ

CO₂固定化の評価定める

ACRAC 柴谷 啓一 会長

再生骨材コンクリート普及連絡協議会(ACRAC、活動会員21社、賛助会員7社)は、再生骨材コンクリート(再生コン)や再生骨材の製造会社などで組織され、今年11月に15周年を迎える。再生骨材の品質を担保するために独自の品質管理監査制度を運用するほか、規格類整備への協力、再生骨材などに関する統計調査などの活動を行っている。柴谷啓一 会長に、昨年改正されたJISのポイントや普及への課題を聞いた(次号28日付で主要会員社の事業概要を紹介)。

——JIS改正のポイントは。

柴谷会長 JIS A (コンクリート用再生骨材H)、A5022(再生ストコンクリート)と同骨材コンクリートM、A



じく、2024年3月21日付で、A5021(コンクリートH)が改正された。当協議会も改訂原案を作成委員会には参加してある。

A5023は、絶乾密度および吸水率試験において、「微粒分試験の結果を用いて良い」とする規定の削除が行われた。旧規格では、微粒分が多く含む再生細骨材L級では、表面乾燥飽和状態の判定は難しいとされ、洗った後のL級

を試料としても良いとした。しかしL級を製造する側と、利用者側の適切なマッチングが必要だと考へている。行政にも積極的に動いていただけに、両者がお互いの情報を交換し、再生路盤材を作っている工場が、コンクリート用の骨材を作ってくれるようになれば再生骨材の普及は進むだろう。兵庫では、会員社の近畿道路管理局が中心となって、再生路盤材工場が再生骨材に目を向けてくれるように働きかけを行っている。

他団体と協力し普及推進 新たな流れで良い方向に

品質の区分が変わる可能性があるなど、危険側の判定になることが考えられていたため。またA5021においては、再生粗骨材Hの粒形判定実積率について記述を改め、使いやすくな

った。再生骨材を製造する工場があれば、利用したいと話している。藻場や漁礁を作る工場の近隣で再生路盤材を作っている企業も、工場近隣に再生骨材を製造する企業と協力して、再生骨材を活用した藻場の研究を進めていきたい。人工漁礁を作り口に中間処理会社に再生骨材製造を促す活動も継続して行っていきたい。

「環境に配慮している」と評価され株価に反映されるような社会が理想だ。一方で、ブルーカーボンを切り口に中間処理会社に再生骨材製造を促す活動も継続して行っていきたい。

当協議会が要望を出したものの中には、今回は改訂には至らず、継続審議のものもある。引き続

いては、再生粗骨材Hの粒形判定実積率について記述を改め、使いやすくな

っている。

当協議会が要望を出したものの中には、今回は改訂には至らず